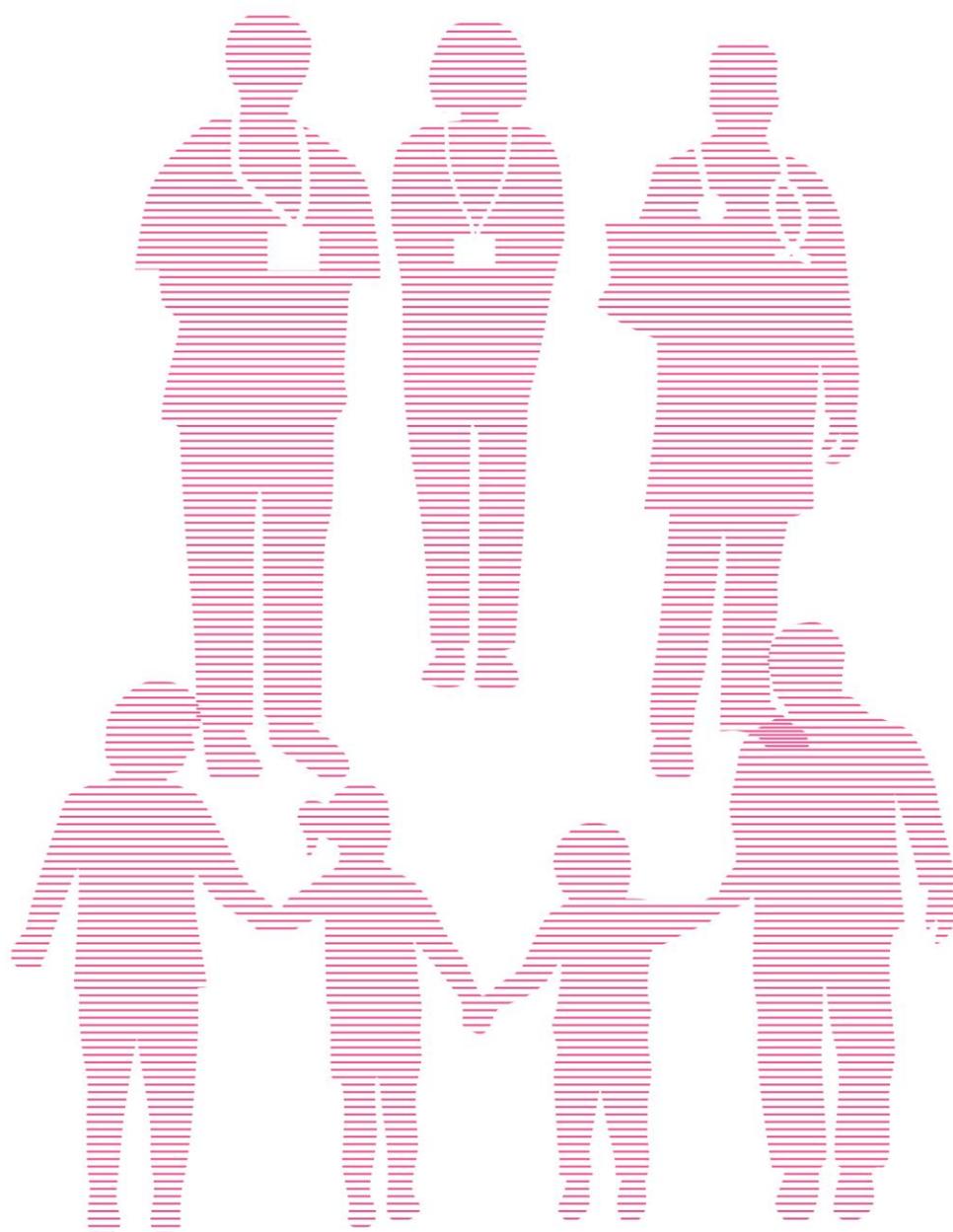


区民の命と生活を守る 新型コロナウイルス感染症対策



病院間連携による転院等支援でコロナ専門病床を確保

事業概要



ひっ迫する病床の確保のために

新型コロナウイルス感染症の治療で入院された高齢者などが、症状が軽快し、退院できるようになっても介護者の感染や介護者不在のため、速やかに退院することができず、入院継続となるケースが発生しています。このことは、新型コロナウイルスに感染した患者を受け入れる病床ひっ迫の一因となっています。この状況を改善するため、区では、板橋区医師会と連携し、転院先の調整や転院費用の負担等の支援を行い、転院を円滑に進め、病床確保を図ります。なお、本事業は、現下の感染状況の急拡大への緊急対応として1月18日から事業を開始しています。

事業の内容



症状が軽快した患者の転院と在宅生活復帰を支援

以下の基準を満たす方を対象に、在宅医療センター療養相談室と連携して転院支援を行います。また、転院先の医療機関において、機能回復訓練等により在宅生活への復帰支援を行います。

【対象者】

次の(1)と(2)の両方の条件に該当する方

(1)板橋区民または板橋区内の医療機関に入院している、概ね65歳以上の高齢者や障がい者（透析患者を含む）であり、新型コロナウイルスに係る退院基準に該当した者のうち、次のいずれかに該当する方

- ①介護者が新型コロナウイルス陽性となり、入院しているなどで介護者不在の間入院が必要な方
- ②勧告入院中に低下したADL回復のためのリハビリ等を目的とした入院を要する方
- ③在宅医療や介護サービス等の調整が必要となった場合、医療及び介護体制整備の時間を確保するための入院をする方

(2)勧告入院した病院を退院して、療養相談室が作成する支援計画に基づく転院による機能回復訓練の実施について同意する方

在宅医療センター療養相談室

板橋区の委託により、板橋区医師会が設置した施設で、在宅療養に関する患者や家族からの相談に対して、必要な医療・介護サービスが受けられるよう、医療・介護施設の紹介や連携確保を行っている。

ADL

食事、排泄・入浴など日常生活における基本的な動作のこと。

予算

130,200 千円

(内訳)病床確保委託（転院等に係る患者負担軽減を含む）、支援計画作成経費

主管課・問い合わせ先

健康生きがい部健康推進課

課長 長谷川 聖司 TEL3579-2310

担当者 藤井 正広 TEL3579-2302

実施の背景・目的

専門病床を必要な時期に必要な患者が利用するために新型コロナウイルス感染症の流行が首都圏を中心に急速に再拡大し、医療機関における病床がひっ迫しています。新たな新型コロナウイルス専門病床の確保は、困難な状況が続いています。

これまで、区では、12の医療機関に対し、新型コロナウイルス感染患者に係る入院支援を行い、コロナ専門病床の確保を行ってきました。専門病床を、必要な時期に、必要な患者に利用いただくため、退院基準に該当した方が、専門病床以外で療養するための転院を支援し、区内の各病院が一体となって、病床の確保を図ります。



検査の様子

今後のスケジュール

令和3年1月18日より実施

令和3年度も継続して実施

新型コロナ陽性患者の入院支援

- 区内感染症診療協力医療機関（3病院）の日大板橋病院、豊島病院、健康長寿医療センターのほか、区が入院支援をした医療機関は9病院（東京都指定二次救急病院）
- 参考（都）（1月21日現在）
 - ・コロナ病床確保数：4,000床
 - ・コロナ感染入院者：2,820人

転院

①連携依頼

区内医療機関

- 区内病院等：40か所のうち登録した病院
- 【転院条件】
- ◆介護者不在で入院が必要
- ◆リハビリによりADL回復が必要
- ◆在宅医療・介護サービス等の調整期間が必要
- ※区は、医療費と食費以外の入院に必要な費用を支援（差額ベッド代、移送料等）

③転院元・先医療機関調整・確保

在宅医療センター療養相談室

（板橋区→板橋区医師会へ委託）

令和3年1月～

②支援計画作成

退院

在宅生活

転院で空いた病床を新規コロナ患者へ



中小企業の持続的・安定的な経営をサポート！

事業概要



コロナ禍で苦しむ中小企業に寄り添った支援

新型コロナウイルスの影響により、売上減少や業況悪化、ウィズコロナ・ポストコロナを見越したビジネス環境の整備が急務となっています。これらの環境変化に対応するため、区内中小企業の資金借入後に生じる利子及び信用保証料全額助成等の産業融資を行うほか、オンライン商談等に要するコミュニケーションツール導入経費や広報活動に要する経費等の助成、さらには中小企業診断士の派遣等を行い、様々な分野からきめ細やかな中小企業支援を行います。

事業の内容



資金調達と新たなビジネス環境の構築を支援

1. 「経営安定化特別融資」の創設に伴う利子補給及び信用保証料助成

- (1)対象：新型コロナウイルス感染症流行の影響により、一時的に売上げの減少等の業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ資金繰りが必要となる区内中小企業
- (2)融資限度額：1,000万円（1企業1回限り）
- (3)資金用途：運転・設備
- (4)融資期間：8年以内（うち据置2年以内）
- (5)利子補給期間：4年目まで
- (6)利子補給割合：貸付利率の10割
- (7)信用保証料：全額助成

2. ウィズコロナ・ポストコロナ ビジネス環境変化に対応するための助成金の支給等

- (1)ビジネス環境適応助成金
テレワーク環境の整備、各種会議などのオンライン化に必要なソフトウェア等の導入経費を助成する。
- (2)営業活動促進事業助成金
自社製品・サービスを紹介する動画、ホームページ、チラシ等を製作する経費を助成し販路拡大を支援する。
- (3)クラウドファンディング活用支援事業助成金
クラウドファンディングを通じて、事業の継続・拡大を図ることに要した経費を助成する。
- (4)専門家派遣による経営相談
国や東京都の給付金等の申請相談・支援、在宅勤務やテレワークについて助言を行う専門家を派遣する。
- (5)就業支援・人材確保事業
正規雇用の機会を失った求職者に対し、研修や就労機会の提供、紹介予定派遣を実施し、雇用へ結びつける。

予算

276,009 千円

- 1.「経営安定化特別融資」の創設に伴う利子補給及び信用保証料助成
184,809 千円
- 2.ウィズコロナ・ポストコロナ ビジネス環境変化に対応するための
助成金の支給等 91,200 千円

主管課・問い合わせ先

産業経済部 産業振興課
課長 木内 俊直 Tel3579-2170
(公財)板橋区産業振興公社
事務局長 大森 恒二 Tel3579-2177

実施の背景・目的

中小企業の持続的・安定的な経営をサポート

再度の緊急事態宣言をうけ、新型コロナウイルス感染症拡大抑止のための飲食店に対する営業時間短縮要請や午後8時以降の外出自粛の要請、テレワークの推進など、社会経済活動は大きな制約を受けています。これまで区では、区内中小企業に対し、資金繰りや経営に関する相談窓口の充実や様々な助成金の創設などにより支援を行ってきました。長期化する感染症拡大をうけ、引き続き、ウィズコロナ・ポストコロナビジネス環境変化に対応するための助成金の支給等を行います。また、新たに経営安定化特別融資を創設するとともに、コロナ禍における就業支援・人材確保事業を実施します。区と(公財)板橋区産業振興公社が連携して、ハード・ソフト両面から区内中小企業の持続的・安定的経営を支援していきます。



今後のスケジュール

- 1.「経営安定化特別融資」の創設に伴う利子補給及び信用保証料助成

令和3年4月～令和4年3月

- 2.ウィズコロナ・ポストコロナ ビジネス環境変化に対応するための助成金の支給等

令和2年度に引き続き実施

安心した居住を支援！住居契約更新料の給付

事業概要



区独自の給付で生活困窮者の居住を支援

離職や自営業の廃業、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等で、住居を喪失または失うおそれのある生活困窮者を対象に、住居確保給付金として、賃貸住宅等の家賃の一部または全額を給付しています。同給付金は、生活困窮者自立支援法に基づき、家賃のみを対象としていることから、区独自で住居契約更新料を給付し、継続的な居住と生活困窮者の自立を支援していきます。

事業の内容



いたばし生活仕事サポートセンター

【所在地】
板橋区栄町 36 番 1 号
区立グリーンホール 4 階
【開所日時】
月曜日～金曜日
午前 9 時～午後 5 時

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の包括的な相談に応じ必要な助言や支援を行う「自立相談支援事業」、就職活動中において家賃の一部を助成する「住居確保給付金」、家計再建に向け専門的な助言・指導を行う「家計改善支援事業」を一体的に実施

家賃と更新料のセットで居住の不安を払拭

住居確保給付金の支給は、生活困窮者自立支援事業の必須事業であり、区の委託により「いたばし生活仕事サポートセンター」が事業運営を行っています。住居契約更新料についても住居確保給付金と同時に受け付けます。家賃及び更新料については、板橋区から不動産媒介業者等へ直接支払いを行います。

【対象者】

下記期間に住居確保給付金を受給する生活困窮者
(令和 2 年度から継続して受給する者を含む)

期間：令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月

【対象経費】

上記の期間中に賃貸借契約の更新を行った際の更新料

【支給額】

住居確保給付金において支給する月額を上限

単身者：53,700 円

2 人世帯：64,000 円

3 人以上世帯：69,800 円

※それぞれ目安の金額となります。

予算

7,911 千円

(内訳)住居契約更新料、委託料

主管課・問い合わせ先

福祉部 板橋福祉事務所

所 長 浅賀 俊之 TEL3579-2450

担当者 大波 啓司 TEL3579-2455

実施の背景・目的

コロナ禍で苦しむ生活困窮者の暮らしを守る

新型コロナウイルス感染症の拡大により倒産や離職、休業等で生活に困窮する方が急増しています。こうした状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法の改正により、収入減少に伴い住宅を失う可能性のある方についても、住居確保給付金の対象とし、給付期間の延長が図られました。

しかし、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、住居確保給付金を受給している方の中には、住居契約の更新を迎える方も多いため、区では、独自に住居契約更新料を給付します。これにより、自立生活の根本となる住居を失うことなく、安心して区内に継続居住できる環境を整え、自立を支援してきます。



今後のスケジュール

令和3年4月 順次、住居契約更新料の給付



新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

	事業内容	所管部	予算額(千円)
1 医療提供体制の強化			553,121
(1)防疫措置	・患者移送・検体搬送等経費、新型コロナウイルス感染症医療経費	健康生きがい部	200,576
(2)新型コロナウイルス検査等支援事業	・板橋区 PCR センター運営経費 ・電話相談窓口設置経費、保健所運営体制強化としての保健師等増員	健康生きがい部	222,345
(3)新型コロナウイルス医療体制支援事業	・病院間の連携による専用病床確保 (P15 参照)	健康生きがい部	130,200
2 生活支援			18,277
(1)福祉資金修学者支援事業	・福祉資金の貸付けを受け修学している学生に対する図書カードの配付	福祉部	10,366
(2)生活困窮者自立支援事業 (住居契約更新料給付事業)	・住居確保給付金受給者への住居契約更新料の支給 (P19 参照)	福祉部	7,911
3 産業・就労支援			276,009
(1)産業融資利子補給 信用保証料補助	・産業融資の特例制度を創設し、借入後に生じる利子及び信用保証料を補助	産業経済部	173,831
(2)経営相談等	・資金繰りや経営に関する相談を中小企業診断士が無料で実施	産業経済部	10,978
(3)就職活動サポート事業	・正規雇用の機会を失った求職者 (49 歳以下) に対し、研修や就労機会提供、紹介予定派遣等を実施	産業経済部	46,200
(4)中小企業支援助成金	・新型コロナウイルス感染症対策として助成金制度を創設し、中小企業支援を継続実施	産業経済部	45,000

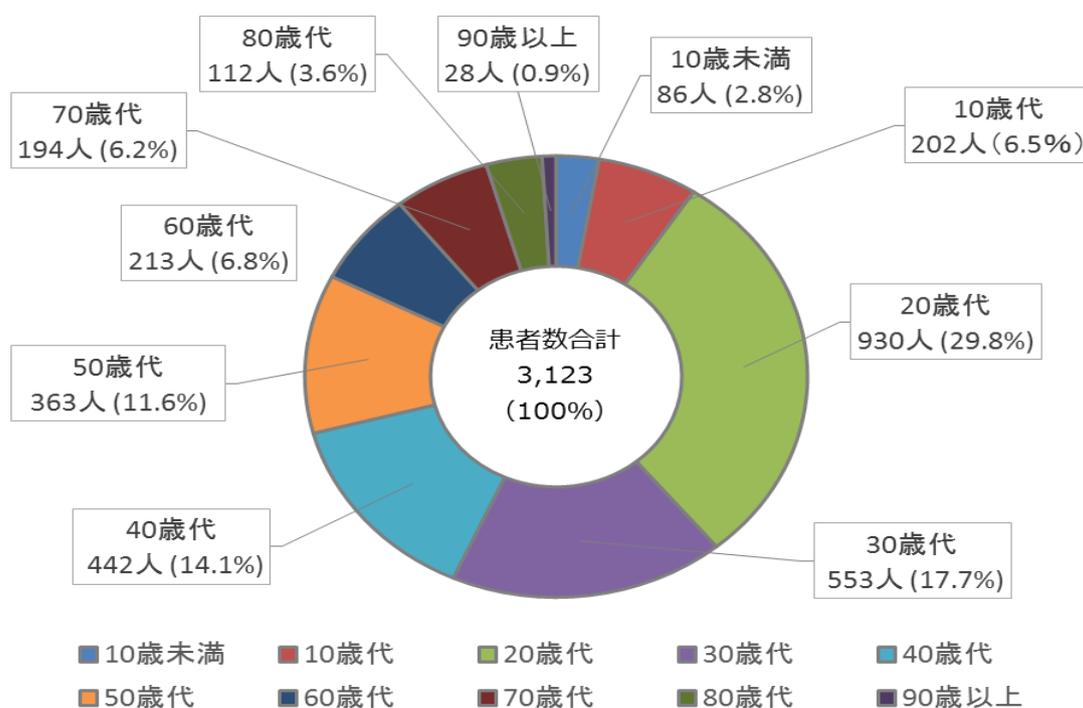
予算総額

984,120 千円

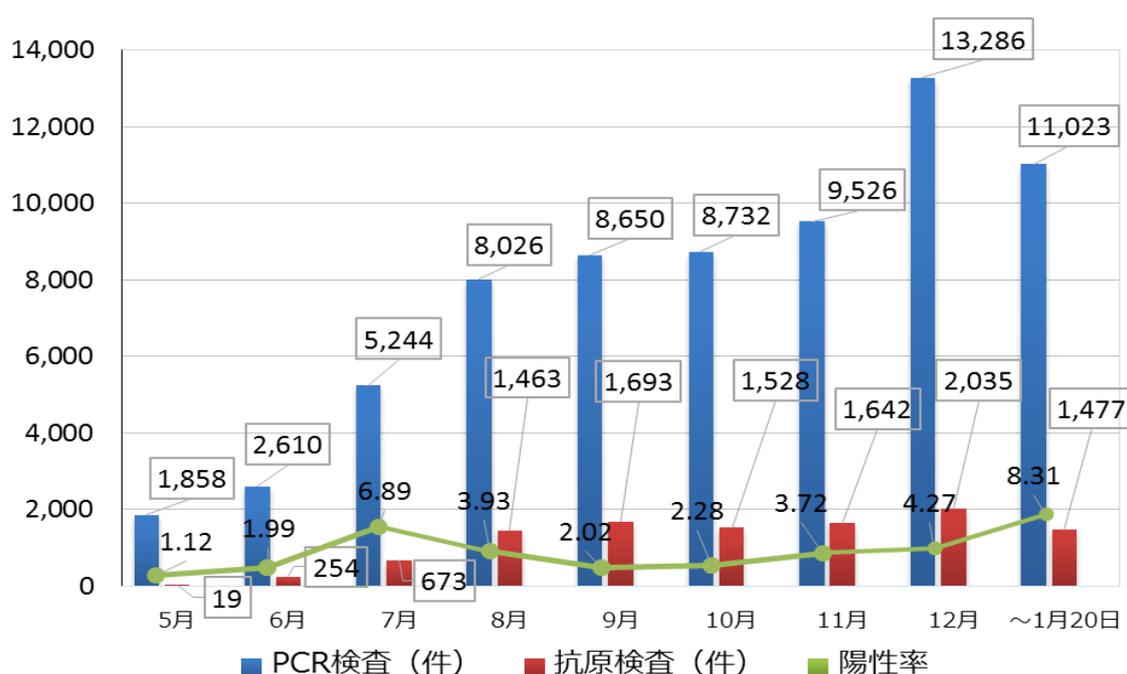
4 子ども・子育て及び学校教育活動への支援			121,113
(1) 認証保育所運営等助成 定期利用保育事業 認証保育所保育料等負担 軽減	・ 臨時休園に伴う認証保育所等への 保育料減収補填	子ども家庭部	1,404
(2) 会計年度任用職員の 任用	・ 臨時休業中の未指導分の補習や新 型コロナウイルス感染症対策によ り純増する業務の補助等のためス クール・サポート・スタッフの全校 配置を行う	教育委員会	119,709
5 その他の事項			15,600
(1) 東京 2020 オリンピッ ク・パラリンピック競技 大会関連事業	・ イタリアバレーボールチーム受入 業務及び聖火リレーの実施に伴 い、新型コロナウイルス感染症対 策の実施	区民文化部	14,887
(2) ふるさと納税制度を活用 した資金調達	・ 新型コロナウイルス感染症対策へ の活用を目的としたクラウドファ ンディングの実施	政策経営部	713

新型コロナウイルス感染症の感染状況について

1 板橋区内の新型コロナウイルス感染症の年代別患者数（令和3年1月20日現在）



2 区内医療機関・区PCRセンターにおける検査実施件数・陽性率の推移(※)



(※)検査数、陽性者数などは板橋区民以外も含む

